

まちづくり回覧板

～みんなでつくる自治基本条例～



平成23年11月

まちづくりの基本的ルールとなる自治基本条例の検討を始めます！

自治基本条例って何？

「自治基本条例」とは、わたしたちのまちを将来も幸せに暮らし続けられるようにするために、自治やまちづくりに関する基本原則を明文化した条例です。

内容は、地域を担う市民・議会・行政などの様々な人や組織が、よりよいまちづくりを進められるようにするためのそれぞれの役割や、協働によるまちづくりの仕組みなどについて定めるものであり、市民・議会・行政などが一緒に、様々な参加・協働の工夫をしながら、まちの歴史や風土等の個性に合った自治基本条例をつくります。

自治基本条例はなぜ必要なの？

近年、地方分権時代の到来により、地域の特色を活かした行政運営が求められています。また、東日本大震災により、災害対応における地域コミュニティの重要性が再認識されたところです。さらには、少子高齢化、子育てや介護、防犯、環境問題など行政だけでは解決できない課題が増加しています。

このため、「焼津」の特色を活かした行政運営、そのための市民参加のあり方や市民・議会・行政の協働によるまちづくりを推進していくことが重要であり、市政運営の基本理念や市民・議会・行政の協働によるまちづくりなどの基本的なルールを定める必要があります。



自治基本条例の検討は誰がするのか？

自治基本条例の検討は、市民が主体となり、議会・行政と協働して検討していきます。そのための第1歩として『焼津市自治基本条例を考える市民会議』が設置されました。市内の各種団体などから推薦された15人、公募により選ばれた市民10人、市職員5人、計30人（男19人、女11人）の委員により構成され、平成25年1月を目標に検討結果をまとめ、条例の骨子案として市長に提案します。また、より多くの市民が検討に参加できるように、市民が誰でも自由に参加できる意見交換の場（ワールドカフェ）や市民会議の委員がまちに出て市民や市内の各種団体などと意見交換を行う場を今後設けていく予定です。

議会と行政は、市民会議から提出された骨子案に基づいて専門的な検討をしますが、その過程においても、市民会議やパブリックコメントなどを実施し、市民意見の反映に努めます。



今後は、この「まちづくり回覧板」で自治基本条例を考える市民会議の情報を随時発信していきますので、ご期待ください！

発行 焼津市自治基本条例を考える市民会議
事務局：焼津市企画財政部企画調整課
電話：054-626-2141（直通）
E-mail：kikaku@city.yaizu.lg.jp